

東所沢公園民間活力活用推進支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、所沢市が実施する東所沢公園民間活力活用推進支援業務委託（以下「本業務」という。）にあたり、広く企画提案を募集し、価格競争だけでなく、企画提案書、プレゼンテーションの内容等を総合的に判断し、最も優れた提案をした事業者を優先交渉権者として選定する方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 東所沢公園民間活力活用推進支援業務委託
- (2) 業務内容 別添特記仕様書参照
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (4) 業務委託の期間 契約締結の日から平成32年3月31日までとする。
- (5) 契約上限額 7,350,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 別途随意契約（アドバイザー業務等）

予定業務上限額 2,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上限額は本業務を遂行する上での概算経費を示すものであり、契約金額とするものではない。

※(6) 別途随意契約は、民間活力活用推進支援業務委託の結果により、契約するものである。

- (7) 担当窓口（提出先）

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1 高層棟7階

所沢市役所 建設部 公園課 計画整備グループ 担当 大野

電話：04-2998-9196 FAX：04-2998-9153

メールアドレス：a9196@city.tokorozawa.lg.jp

3. 参加資格

プロポーザルに参加する者は、本業務に係る委託の趣旨を理解し、次の事項を全て満たしていなければならない。

- (1) 平成31・32年度所沢市競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は以下の書類を提出し、本業務のプロポーザルに参加を認められた者であること。
 - ア. 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（申請日前3ヶ月以内に発行されたもので、現状を反映しているものに限る。写し可。）
 - イ. 財務諸表（直前2期分の貸借対照表及び損益計算書の写し）
 - ウ. 納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について、未納の税額がないことの証明）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に基づき、国及び地方公共団体の入札参加制限を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に

- 基づく破産手続開始の申立てがなされていない者若しくは手続中でない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団の構成員でない者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、または暴力団員が経営に実質的に関与していない者。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第10条第1号の規定に反し、役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていない者。
- (8) 所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条第1項の規定に反し、役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していない者。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員でない者。
- (10) 契約期間中に業務履行が可能な法人であること。なお、本社・本店又は支店・営業所が日本国内に存在すること。
- (11) 提案者は単独法人であること。ただし、当該業務の一部について、協力会社等に再委託等することを妨げるものではない。

4. スケジュール

項目	日程	摘要
実施要領の公表	平成31年 4月12日（金）	所沢市HPにて公表
質問書の提出期日	平成31年 4月12日（金）から 平成31年 4月16日（火）まで	様式1号
質問書に対する回答	平成31年 4月19日（金）	
参加表明書の提出	平成31年 4月22日（月）	様式2号
参加資格結果通知の送付	平成31年 4月26日（金）	
企画提案書等の提出	平成31年 5月 9日（木）	様式3号～様式8号
プレゼンテーション審査の実施	平成31年 5月13日（月）	
審査結果通知及び公表	平成31年 5月 中旬	
契約締結	平成31年 5月 下旬	

5. 質問の受付

本業務について質疑がある場合は、質問書（様式1号）を提出すること。ただし、質疑は本要領に付随して、企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

なお、口頭による質疑は受け付けない。

- (1) 受付期間 平成31年4月12日（金）～4月16日（火） 正午まで
- (2) 提出方法 電子メール ※宛先は、「2. 業務概要（7）担当窓口」を参照のこと。

※送信後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

(3) 回答期日 平成31年4月19日(金)

※提出された質疑を取りまとめた上、全ての質問者及び参加表明書を提出した者に対して、電子メールにて回答書を送信する。

6. 参加表明書等の提出

企画提案を行おうとする者は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア. 参加表明書(様式2号)

イ. 「8. 企画提案書等の提出(1) 提出書類」のうち、「④業務実績概要書(様式5号)、⑤業務実施体制書(様式6号) ⑥配置予定管理技術者調書(様式7号)」

※「イ」の提出書類は、参加表明者が多数の場合(7. 資格の確認等(一次審査)に記載)の選考資料とする。

(2) 提出部数 1部(原本)

(3) 提出期限 平成31年4月22日 午後5時15分まで

(4) 提出方法 「2. 業務概要(7) 担当窓口」に直接持参又は郵送

※窓口の受付は、月曜日から金曜日(ただし、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送の場合は、配達証明等送付を証明する手段にて提出期限までに必着で提出すること。

7. 資格の確認等(一次審査)

参加表明書の提出があった時は、「3. 参加資格」に定める要件について確認し、その結果を次の期日までに当該参加表明書の提出した者に通知する。ただし、参加表明者が5者を超える場合は、別添の【東所沢公園民間活力活用推進支援業務プロポーザル評価基準】のうち、審査内容①から④による選考を実施し、選考結果を通知する。また、プレゼンテーション審査(二次審査)の詳細な日時等は、参加資格結果または選考結果通知時に指定する。

[審査内容]

①企業の実績、②配置予定管理技術者の経歴・実績、③担当技術者の経歴・実績、④実施体制

[参加資格結果及び選考結果通知]

(1) 通知期日 平成31年4月26日(金)

(2) 通知方法 電子メールで連絡後、郵送で通知書を送付

8. 企画提案書等の提出

上記「6. 参加表明書等の提出」によりプロポーザルに参加を表明した者は、次に定めるところにより、企画提案書等を提出すること。

なお、提出にあたっては、本業務に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方法について、明瞭に記載すること。

(1) 提出書類

以下の①から⑦までの書類について、項目ごとにインデックスを付した上で順番に綴じ込み、正本

1部、副本10部（副本は、社名及びロゴ等、提案者が特定される事項は、全て空欄又は墨入れ表記とすること）を作成し、提出するものとする。

なお、②実施計画書及び③企画提案書の記載にあたっては、文字のサイズは10ポイント以上、作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とすること。

①企画提案書の表紙（様式4号）
②実施計画書（任意様式） A4版片面 2枚以内 ・本業務に関する基本的な考え方、実施内容、業務工程表等を整理し、記載すること。
③企画提案書（任意様式） A4版片面 4枚以内 ・東所沢公園民間活力活用推進支援業務特記仕様書を参照し、具体的内容について企画提案書を作成すること。 ※A3版を使用する場合は、A3版1枚をA4版2枚として計算する。
④業務実績概要書（様式5号） ・過去3年間（平成28年4月以降に完了したもの）における下記1）、2）、3）の実績を記載すること。 1）所沢市が発注した業務 2）埼玉県内における官民連携推進支援業務（公園、公共建築など） 3）埼玉県内における都市公園等の計画設計業務 ・上記同種業務のうち2）、3）について、それぞれ最大5件まで、業務概要を記入すること。 ・埼玉県内の実績を優先するが5件未満の場合は、全国の実績を記入すること。 ・業務の詳細を記載した実績については、契約書写し等を添付すること。
⑤業務実施体制書（様式6号） ・本業務に配置（予定）する管理技術者、担当技術者の氏名等を記入すること。 ・本業務の一部を再委託、又は協力会社等の協力を受ける場合は、「協力会社等」の欄を記入すること。 ※管理技術者と担当技術者の兼務は認めません。
⑥配置予定管理技術者調書（様式7号） ・本業務に配置（予定）する管理技術者について記載すること。 ・管理技術者について経歴、実績等を記載すること。 ・管理技術者が携わったことがわかる資料（契約書写し等）を添付すること。 ・保有資格については、資格証明書の写しを添付すること。
⑦見積書（様式8-1号、様式8-2号） ・具体的な積算内訳を添付すること。

(2) 提出期限 平成31年5月9日（木） 午後5時（必着）

(3) 提出方法 「2. 業務概要（7）担当窓口」に直接持参

9. プレゼンテーション審査（二次審査）

次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 日 時 平成31年5月13日（月）

- (2) 内容等 企画提案書に沿ったプレゼンテーションを行うこと。
※追加資料及び資料の差し替えは認めない。
※訂正がある場合は、プレゼンテーション審査時に説明すること。
- (3) 提案時間 30分
※20分間のプレゼンテーション、10分間の質疑応答とする。
- (4) 出席者数 管理技術者を含み3名までとする。
※管理技術者は、必ず出席すること。要時応じて、協力会社等の出席も認める。
- (5) 審査方法
提案書の審査は、事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、別添の【東所沢公園
民間活力活用推進支援業務プロポーザル評価基準】に基づく評価により実施する。
- (6) 審査結果
- ・評価基準に基づき委員会が評価点を算出し、最高得点を獲得した提案者を本業務の優先交渉権者とし、合せて、評価合計点の順位に基づき次点者を特定する。
 - ・最高評価合計点の提案者が複数ある場合は、委員会の協議により候補者の順位付けを行うものとする。
 - ・優先交渉権者と仕様書の業務内容等の委託契約締結の協議を行う。協議の結果、合意にいたらない場合は次点者と協議を行う。
- (7) 審査結果の通知
審査結果は全ての提案者に対して個別に文書で通知する。

10. 参加の辞退

- (1) 参加申込手続きを行った者は、プレゼンテーション審査の実施までの間は、参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式9号）を「2. 業務概要（7）担当窓口」に直接持参すること。

11. 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない者。
- (2) 提出書類を提出期限までに提出しなかった者。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者。
- (4) 上記のほか、著しく信義に反する行為等があった者。

12. その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類については、返却しない。
- (3) 提出期限に以降における提出書類の再提出は認めない。
- (4) 企画提案書の提出は、1提案者につき、1提案とする。
- (5) 企画提案に係る全ての書類は、本業務の優先交渉権者の選定以外の目的には使用しない。
- (6) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、受託

先に特定された者が作成した企画提案書等は、市が必要と認める場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。

(7) 提出された企画提案書等については、所沢市情報公開条例の規定に請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

(8) 市は、優先交渉権者と業務内容等の諸条件を協議するなかで、提案書の内容の変更や新たな提案を求めることができるものとする。

(9) プレゼンテーション審査時に、スクリーン・プロジェクターを使用する場合は、事前に申し出ること。

【東所沢公園民間活力活用推進支援業務プロポーザル評価基準】

審査内容	評価のポイント	配点	評価基準
①企業の実績	同種業務実績を有しているか(過去3年) ① 官民連携推進支援業務(公園等) ② 都市公園等の計画設計業務 (※受託中の業務を含む)	15	<ul style="list-style-type: none"> ・①②各5件(県内各3件以上) 15点 ・①②各3件(県内各1件)以上 5点 ・①②各1件(県内各1件)以上 2点 ・その他 —
②配置予定管理技術者の経歴・実績	十分な経験、有効な資格、また、同種業務実績を有しているか ・経験:20年以上 ・資格:技術士(都市及び地方計画) ・実績:上記の①②	10	<ul style="list-style-type: none"> ・経験、資格が条件を満足し、実績 ①②各5件(県内各3件以上) 10点 ・上記に準じて実績 ①②各3件(県内各1件)以上 5点 ・その他 —
③担当技術者の経歴・実績	同種業務の実績を有しているか ・実績:上記の①② (※担当者は主担当者1名を評価)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・①②とも1件以上有する 10点 ・①②のいずれかを有する 2点 ・その他 —
④実施体制	本事業を実施できる適正な人員体制となっているか	5	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な人員体制と認められる 5点 ・その他 —
⑤技術提案	業務目的や計画地の特性を理解した提案となっているか	20	<ul style="list-style-type: none"> ・優れる 20点 ・やや優れる 15点 ・標準 10点 ・やや劣る 5点 ・劣る —
⑥調査・分析・検討の内容	調査・分析・検討の手法は必要かつ十分な内容となっているか	20	<ul style="list-style-type: none"> ・優れる 20点 ・やや優れる 15点 ・標準 10点 ・やや劣る 5点 ・劣る —
⑦工程計画	適切な工程計画が設定されているか	5	<ul style="list-style-type: none"> ・適切と認められる 5点 ・その他 —
⑧プレゼンテーション	説明はわかりやすく、質疑応答は適切か	15	<ul style="list-style-type: none"> ・説明や回答がわかりやすく適切 15点 ・標準 10点 ・説明や回答がわかりにくい 5点
合計		100	